

会 議 録

会議の名称	委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（令和2年度（2020年度）第2回）
開催日時	令和2年（2020年）9月9日（水） （文書開催）
開催場所	枚方市役所
出席者	委員長：吉村評価員 評価員：浜口評価員、吉崎評価員 事務局：（契約課）山下課長、人見課長代理、森田係長、大杉係員
欠席者	三成評価員
案 件 名	1. 庁舎清掃業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について 2. 市立ひらかた病院建物総合維持管理業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務総合評価一般競争入札の実施フロー ・枚方市委託業務総合評価一般競争入札実施要綱 ・枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱 ・委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン（令和2年8月6日改定） ・落札者決定基準案 庁舎清掃業務委託（総務管理室）（案件1） ・仕様書 庁舎清掃業務委託（総務管理室）（案件1） ・落札者決定基準案 建物総合維持管理業務（ひらかた病院）（案件2） ・仕様書 建物総合維持管理業務（ひらかた病院）（案件2） ・仕様書（資料・図面） 建物総合維持管理業務（ひらかた病院）（案件2）
決 定 事 項	審議案件について、意見聴取が行われた。 落札者決定に係る意見聴取を実施することとなった。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
所管部署（事務局）	総務部契約課
審 議 内 容	
<p><主な意見・質疑></p> <p>《<u>庁舎清掃業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について</u>》</p> <p>評価員：研修体制への配点が10点とされていることについて、庁舎清掃業務の実態に無知なのか</p>	

もしれませんが、庁舎清掃業務における研修の比重に鑑みると比較的配点が高いようにも思われます。10点とされた理由をお教えいただければと存じます。

事務局：本件業務については、従事者の実際の労務の質によるところが大きいと、研修の役割が大きいと考えています。清掃場所に適した機材の使用や機材の管理、従事者の接遇研修など、本件業務に関する研修を継続的・定期的実施、また、計画をしていることは、効果的かつ効率的な業務遂行の成果が得られると考えるため、実施0～5点、計画0～5点としています。

《市立ひらかた病院建物総合維持管理業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について》

評価員：清掃自主検査体制に対する配点が4点とされている点について、仕様書上の自主検査が清掃業務のみとなっていることからかとも思われますが、各種の業務の内、清掃業務についてのみ、自主検査体制に対して+4点の配点を行うことについて、理由をお教えいただければと存じます。

事務局：医療施設において清掃は衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な環境を整備することから重要な項目として位置づけております。

また、当院では第二種感染症指定医療機関として、感染症患者を収容する病床の清掃も行うことから、自主検査を行うこととし、院内感染防止に係る衛生項目を特に重要であるとして、配点を4点としています。

《全般について》

評価員：評価内容の項目の個別点が一律であることに疑問を持ちます。特に社会的評価に関してです。一律6点になってますが、項目ごとにランク付けをして個別点に幅を持たせるのはいかがでしょうか。（例：Aランク...8点 Bランク...6点 Cランク...4点）

事務局：社会的価値評価については、全発注案件で共通のものとしており、今回の落札者決定基準案で示している配点では各項目とも6点を満点とし、入札者の取り組み状況に応じてそれぞれ加点を行うこととしています。今年度、重要度の低い項目を削るなど、評価項目を大幅に見直したところですが、ご指摘のように、個別点に幅を持たせることなど、配点のバランス等について検討することも含め、時勢に見合った落札者決定基準とすることは重要と考えており、随時見直しを行っていきたいと考えています。

評価員：1. 庁舎清掃業務および市立ひらかた病院建物総合維持管理業務のいずれの案件についても、ガイドラインに沿って評価項目が組み立てられており、特に大きな問題のある評価項目等はないと考えられるほか、今回は総合評価値の計算方法が変更されたことをふまえ、まずは応札事業者間の総合評価値の分布がどのようになるか見守りたい。

2. もっとも、両案件の評価項目として、「就職困難者の新規雇用」について北河内

地域若者サポートステーションの職場体験への協力が加点され、就労支援策との連動が想定されている点、また、「女性の採用・職域拡大への取組み」として、事業者の規模に応じて女性活躍推進法に基づく認定等が加点され、評価が実務的にも明瞭になるよう配慮されている点などには、これまで以上の工夫がみられる。

3. なお、両案件とも、「落札者決定基準」の一連の文書のうち、最後から2ページ目にある「(1) 価格評価点の算定方法」において、価格評価点の計算式の分母の表現がほかと異なり、「(調査基準価格等－入札価格)」となっているが、これは最初から2ページ目の価格評価の算定方法等に沿って改められる必要がある。

事務局：3. でご指摘のとおり、「落札者の決定について」に記載のある価格評価点の算定方法を修正します。また、「評価項目・評価点・評価内容」の「1. 価格評価」において記載している価格評価の算定方法についても、あわせて修正します。

(修正内容)

- ・「落札者の決定について」及び「評価項目・評価点・評価内容」の「1. 価格評価」に記載のある算定方法を以下のとおり修正します。

$$\text{評価点 (100点)} \times (\text{予定価格} - \text{入札金額}) / (\text{予定価格} - \text{調査基準価格等})$$

評価員：落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があると考える。

事務局：落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて評価員の皆様のご意見を聴く機会を設けることとします。

以上